

宅地開発無電柱化パイロット事業

【令和3年度 募集要項】

【令和3年度 募集期間】 令和3年5月12日～令和3年10月29日

※予算を超えた時点で募集を終了することがあります。

令和3年度の募集件数は、10件程度となる見込みです。
(なお、自営設備方式は、4件程度までの予定です。)

【交付申請等受付窓口・お問い合わせ先】

東京都 都市整備局 市街地整備部 区画整理課 開発指導担当

住 所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 11階中央

電 話 03-5320-5139 (直通)

受付時間 午前9時00分～午後5時00分 ※土・日・祝日・年末年始除く

Eメール S0000393@section.metro.tokyo.jp

※新型コロナウイルス対策のため、なるべくメールでのお問合せをお願いします。

件名に「無電柱」と記載して御送信ください。

目 次

1	宅地開発無電柱化パイロット事業とは	1
2	用語の定義	1
3	応募要件	2
4	応募の手続	3
5	パイロット事業に対する助成	5
6	注意事項	8
7	助成金交付決定の取消し及び助成金の返還	9
8	申請書類の提出方法	9
9	関係書類等	10

1 宅地開発無電柱化パイロット事業とは

東京都では、地震や風水害時の電柱倒壊を防ぎ、災害時の円滑な対応につなげるため、今後は都道だけでなく、区市町村道や民間開発における無電柱化も積極的に進めることとしています。

その一環として、都市計画法（以下「法」という。）の開発許可を受けて行う宅地の開発を対象に、無電柱化の先導的な取組を行う事業を「宅地開発無電柱化パイロット事業」として募集し、技術面・制度面の課題を把握して、今後の施策の検討に反映していきます。

本事業に認定された開発事業は、別途定める「宅地開発無電柱化パイロット事業実施要綱」に基づき、無電柱化に係る費用の助成を受けることができます。

2 用語の定義

本要項において用いる用語の意義は、以下のとおりです。

(1) 開発事業

法29条による許可を受けて行う開発行為のうち、道路を整備する開発行為をする事業

(2) 無電柱化

電線類を地下に埋設することにより、開発事業地内における電柱の設置を抑制すること。

(3) 開発事業者

法第29条の許可申請者で、開発事業を実施する者

(4) 宅地開発無電柱化パイロット事業（以下「パイロット事業」という。）

開発事業者が東京都内（島しょ部を除く）で実施する開発事業のうち、本要項の規定により認定を受けた無電柱化を実施する開発事業

(5) 道路

開発事業者が実施する開発事業において整備される道路

(6) 私道

道路のうち、開発事業の事業主に帰属するもの

(7) 電線管理者

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者（以下「関係電気事業者」という。）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「関係電気通信事業者」という。）（道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して同法第120条第1項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）

(8) 電線類

電線管理者が電気及び通信等の供給を行うための電線、通信線などのケーブル

(9) 単独地中化方式

無電柱化に係る工事を電線管理者が実施し、工事により整備した施設を電線管理者が管理する方式

(10) 直接埋設方式（以下「直埋方式」という。）

単独地中化方式のうち、電線類を管路に收容せず、直接地中に埋設する方式

(11) 自営設備方式

私道における電線類を收容する管路等工作物（以下「自営設備」という。）の設置工事を開発事業者が実施し、当該自営設備を電線管理者以外の者が管理する方式

(12) 工事施工者

自営設備の工事を施工する者

3 応募要件

(1) 実施期間

令和3年5月12日から令和4年3月31日まで

- ・本事業は、令和3年度に限り実施します。
- ・認定されたパイロット事業は、上記の期間内に完了する必要があります。
- ・法第36条第2項による検査済証を受けたことをもって完了とします。

(2) 対象となる事業と地域

東京都内（島しょ部を除く。）において、法第29条の開発許可を受けて行う開発事業で、3（3）の要件を満たすものが対象です。

(3) 応募要件

パイロット事業の応募には、下記の要件を満たす必要があります。

- ① 開発事業地の面積が 3,000 m²未満であること。
- ② 原則として戸建住宅のみを用途とする開発事業であること。
- ③ 区市町村に帰属する道路又は私道を整備する事業であること。
- ④ 次のいずれかの方式により無電柱化を行うこと。
 - ア 電線管理者の技術基準に基づき実施する単独地中化方式
 - イ 電線管理者と協議してコスト縮減に取り組む単独地中化方式
 - ウ 電線管理者と協議して実施する直埋方式
 - エ 電線管理者と協議して実施する自営設備方式

4 応募の手続

(1) 募集期間（令和3年度）

令和3年5月12日から令和3年10月29日までの期間

（ただし、予算を超えた時点で募集を終了することがあります。）

（また、自営設備方式は、4件程度までの予定です。）

(2) パイロット事業の事前相談

- ・開発事業においてパイロット事業を検討する場合は、まず、表紙に記載している東京都の申請受付窓口（パイロット事業担当部署）へ御連絡ください。
- ・あわせて、開発許可を所管する部署の担当者へ、検討する旨を伝えてください。
- ・無電柱化の計画に当たっては、道路の帰属先となる区市町村等の担当部署と協議するとともに、無電柱化を施工する各電線管理者と第1号様式により事前協議を行ってください。
- ・各電線管理者の事前協議窓口については、東京都のパイロット事業担当部署にお問い合わせください。

(3) 電線管理者との契約等

- ・4(2)の事前相談や協議の結果、パイロット事業の実施について関係部署と合意し、道路配置や宅地割などの開発計画が具体化した時点で、各電線管理者に配線計画を依頼してください。
- ・電線管理者が作成した配線計画に基づき、無電柱化の実施について契約等を締結してください。
- ・電線管理者との協議に必要な手続については、各電線管理者の指示に従ってください。
- ・開発事業者は、自営設備の設計及び施工を行うに当たり、電線管理者と協議を行い設計内容等の確認を受けてください。

(4) パイロット事業の仮申請

- ・開発事業者は、4(2)の事前協議により、各電線事業者からパイロット事業に参画する旨の回答を得たときは、第2号様式により、都へパイロット事業の仮申請を行ってください。
- ・仮申請書には、次の資料を添付してください。
 - ① 電線管理者と事前協議を行った結果を証する書面の写し
 - ② 無電柱化基本計画書（第3号様式）
＜主な記載内容＞
開発事業の施行予定地、無電柱化方式（3(3)④アからウまでのいずれかを記載）、開発事業予定面積、事業予定期間、概算事業費 など
- ・都は、仮申請の内容を審査した結果、適正なものと認められた場合は、第4号

様式により、通知します。

- 開発事業者が実施期間内に次の（５）の本申請を行わない場合は、仮申請を撤回したとみなしますので御注意ください。
- 上記のほか、必要に応じて関係資料の提出をお願いする場合がありますので、御了承ください。

（５）パイロット事業の申請（本申請）

- 開発事業者は、開発許可を受けた後に、第 5 号様式により、パイロット事業の申請を行ってください。
- 申請書には、次の資料を添付してください。
 - ① 開発許可を受けたことを証する書面の写し
 - ② 4（３）の各電線管理者との契約等の写し
 - ③ 無電柱化実施計画書
＜主な記載内容＞
開発事業の施行予定地、無電柱化方式（3（3）④アからウまでのいずれかを記載）、開発事業予定面積、事業予定期間、概算事業費、パイロット事業工程表、
無電柱化に係る計画図 など
- 自営設備方式の場合は、上記①～③に加えて、4（３）の設計内容について電線管理者の確認を受けたことを証する書面の写しを提出してください。
- 上記の他、必要に応じて関係資料の提出をお願いする場合がありますので、御了承ください。

（６）パイロット事業の認定

都は、4（５）の申請の内容を審査した結果、適正なものと認められた場合はその認定を行い、第 8 号様式により申請者に通知します。

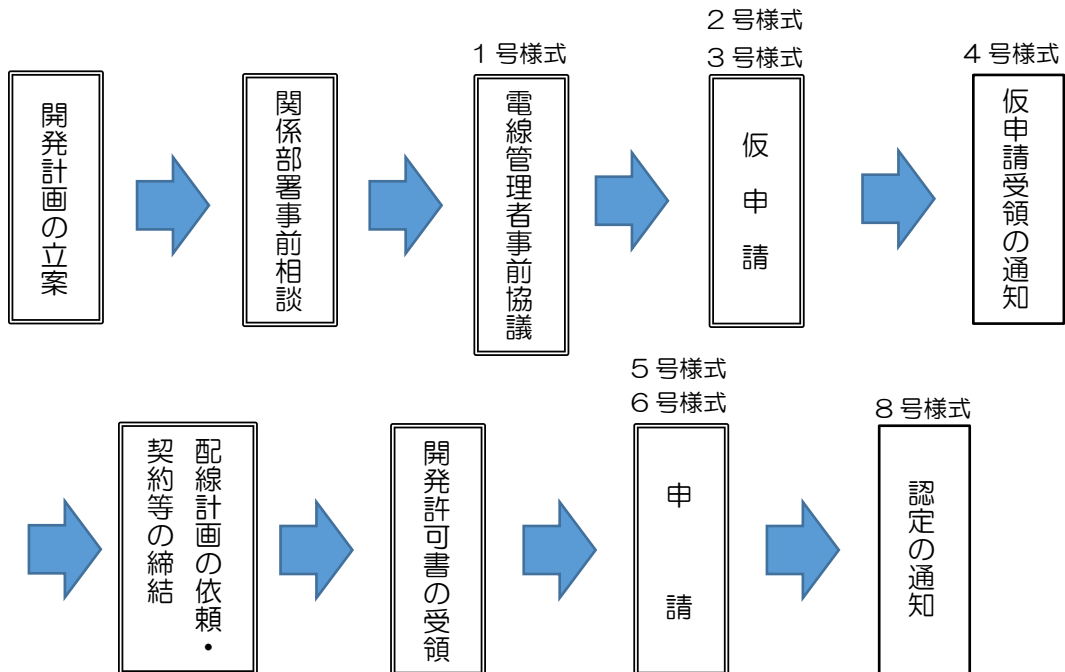
＜審査の内容＞

- パイロット事業応募要件への適合
- 電線管理者、帰属先道路管理者との協議の状況
- 無電柱化実施計画の内容 等

(7) 事業内容の変更があるとき

都が認定した事業の内容に変更があったときは、第7号様式により変更の申請をする必要があります。

【認定までのおおよその流れ】(二重線囲みを申請者が実施)



5 パイロット事業に対する助成

東京都がパイロット事業として認定した事業については、知事が別途定める「宅地開発無電柱化パイロット事業実施要綱」に基づき、助成を受けることができます。

(1) 助成対象者

助成金の交付対象者は、4(7)の認定を受け開発事業を行う開発事業者です。

(2) パイロット事業に対する助成金の限度額

- ① 限度額は、1事業当たり、1,000万円です。
一つの開発事業において、無電柱化に要する費用が上記の限度額を超える場合、超えた金額は申請者の負担となります。
- ② 上記の限度額のほか、整備する道路1メートル当たりの無電柱化に要する単価の限度額を20万円とします。
- ③ 上記の限度額内であれば、助成対象事業費(助成対象事業に関し、他の収入がある場合はその額を控除した額)の全額を対象とします。

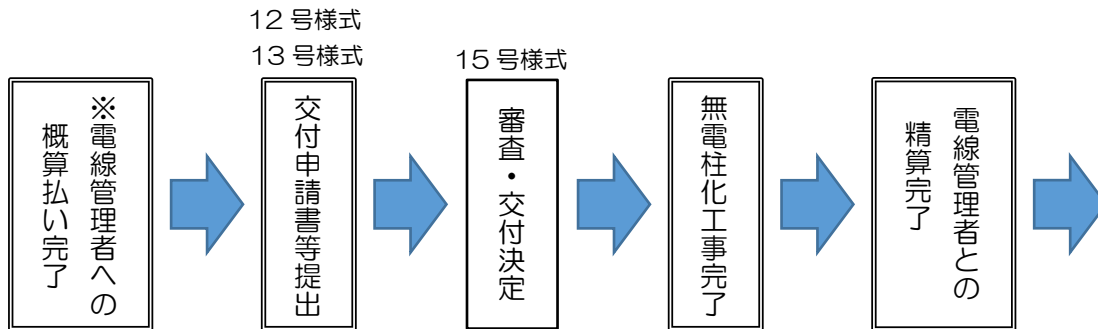
(3) 助成金の対象となる事業費(助成対象事業費)

助成金の交付対象となる費用は、7ページに一覧で示す費用です。

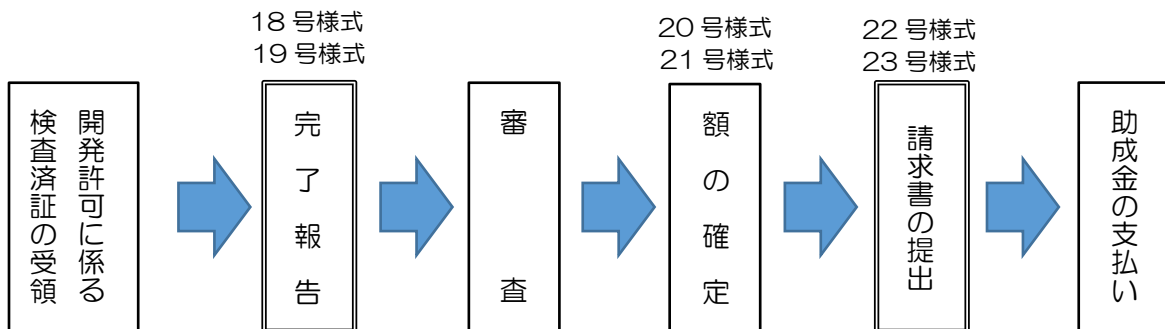
(4) 助成金の交付申請手続

助成金の手続きについては、「宅地開発無電柱化パイロット事業実施要綱」を御覧ください。

【助成金手続のおおよその流れ】(二重線囲みを申請者が実施)



※自営設備方式の場合は、合わせて工事施工者との契約完了を要する。



6 注意事項

(1) 実施に当たっての注意事項

パイロット事業の実施に当たっては、以下の点に御留意ください。

① 経理等関係書類の確認

・完了報告の確認書類として、次の書類が必要です。

助成対象事業に係る写真や支払が確認できる帳票などの関係書類

例) 見積書、契約書、請求書、領収書、振込控え(振込先が明記されている金融機関発行のもの) など

注) 審査において、契約や支出関係の証拠書類が確認できない事業費に関しては、助成金の交付ができない場合があります。

② パイロット事業の変更

認定を受けたパイロット事業の内容に変更がある場合は、事前に認定変更の申請が必要となります。

(2) 完了後の注意事項

① 関係書類の保存

パイロット事業に係る関係書類及び帳簿類は、原則として、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。

② 東京都職員による調査等

東京都職員がパイロット事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類などについて立入検査を行う場合、東京都職員の指示に従い、誠実に対応しなければなりません。

③ パイロット事業の報告

開発事業者は、パイロット事業の実施において経験した技術的・制度的課題やコスト削減の工夫などについて、東京都に報告しなければなりません。

④ パイロット事業の公表について

完了した事業につきましては、完了後の現場状況を撮影した写真、開発事業者の名称、事業を実施した場所、事業の概要等について公表することがありますので、御了承ください。また、宅地開発における無電柱化の実施事例としてPRにご協力いただく場合がありますので、よろしくお願ひします。

7 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成対象者が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、既に助成対象者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- ① 3で定めた期間に助成対象事業が完了しないとき。
- ② 偽りその他の不正手段により、この助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- ③ この助成金を他の用途に使用したとき。
- ④ 本事業に係る都の指示に従わなかったとき。
- ⑤ 事業を中止または廃止したとき
- ⑥ 助成対象者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- ⑦ 以上のほか、この助成金交付決定の内容若しくは、これに付した条件又は関係法令に違反したとき。

※刑事罰が適用される場合もありますので、十分注意してください。

※上記の規定は、助成金の交付決定後にも適用されます。

8 申請書類の提出方法

事業の申請や助成金の交付申請に必要な書類は、事前に御連絡の上、下記受付窓口へ直接お持ちになり提出してください。

【交付申請等受付窓口・お問い合わせ先】

東京都 都市整備局 市街地整備部 区画整理課 開発指導担当

住 所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎 11階中央

電 話 03-5320-5139（直通）

Eメール S0000393@section.metro.tokyo.jp

受付時間 午前9時00分～午後5時00分

※ 土・日・祝日・年末年始除く。

※ 新型コロナウイルス対策のため、なるべくメールでのお問合せをお願いします。
件名に「無電柱」と記載して御送信ください。

9 関係書類等

パイロット事業の認定手続や助成金の申請についての具体的な手続については、「宅地開発無電柱化パイロット事業実施要綱」（以下「パイロット事業実施要綱」という。）を御覧ください。

※ パイロット事業実施要綱及び申請様式のダウンロード

交付申請書の様式は、以下の URL よりダウンロードしてください。

東京都ホームページ「宅地開発無電柱化パイロット事業」

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/kaihatsu/>